

松本市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 募集目的

松本市は、ふるさと納税制度を利用して松本市に寄附を行った市外居住の個人（以下「寄附者」という。）に対し、お礼の品物やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈しています。

このたび、松本市の魅力発信や、地場産品の販路拡大及び誘客促進などによる地域経済の活性化を図るため、返礼品の調達にご協力いただける法人、団体又は個人事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものです。

2 募集概要

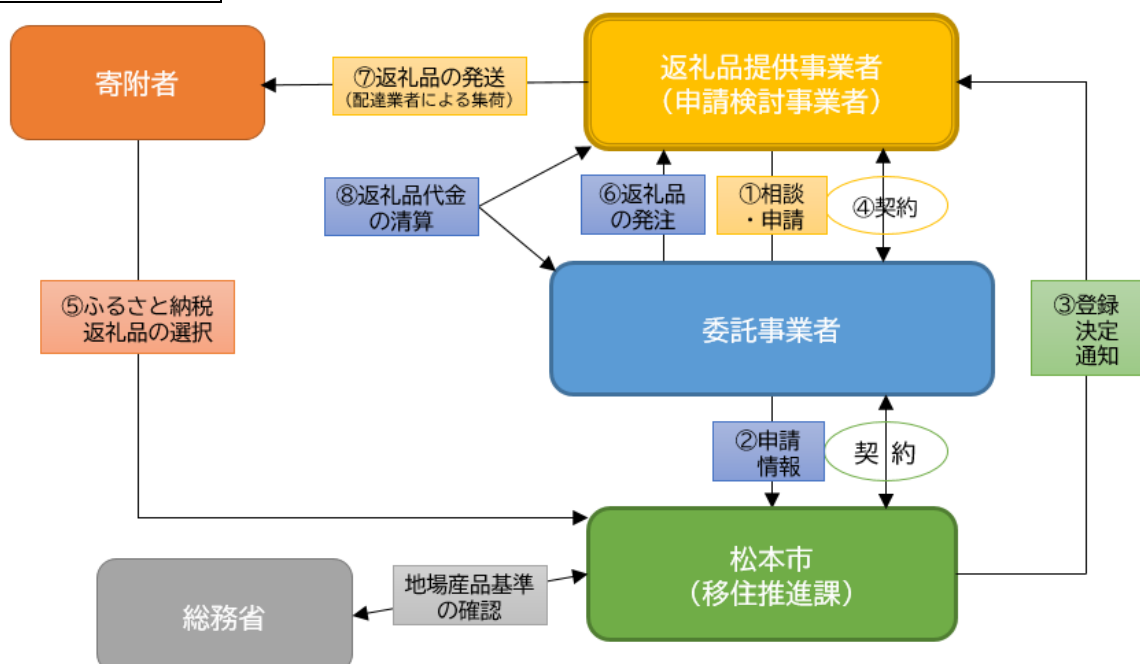
返礼品提供事業者として返礼品の提供を希望する場合は、本要項を確認の上、返礼品提供事業者登録申請及び返礼品登録申請を行ってください。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 各種法令等を遵守した事業活動を行う法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の事務・役務若しくは生産拠点のいずれかを松本市内に有する者、又は返礼品提供事業者の要件を満たす者が提供する物品・役務を取り扱う者であること。
- (3) 松本市税を滞納していないこと。
- (4) 松本市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (5) 代表者等が、松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 松本市は、返礼品の調達・発送管理業務を、松本市ふるさと納税業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）に委ねることから、返礼品提供事業者として登録が決定した後、当該委託事業者と返礼品調達契約を取り交わす必要があることについて、承諾すること。

※事業イメージ



※事業イメージ補足

①②申請（事業者登録・返礼品登録）

法人、団体又は個人事業者が、返礼品の提供を希望する場合は、事前に返礼品提供事業者登録申請及び返礼品登録申請を、委託事業者を経由して松本市に行う必要がある。

③決定（事業者登録・返礼品登録）

松本市は登録申請を審査し、要件を満たす場合は、必要に応じ総務省への確認を経た上で、登録決定を通知する。

④返礼品調達契約の締結

返礼品代金（商品本体代金、梱包などの諸経費及び消費税）など返礼品調達に係る諸条件について、返礼品提供事業者と委託事業者が協議を行い、両者で契約を締結する。

⑤ふるさと納税・返礼品の選択

寄附者がふるさと納税サイトなどを通じて、松本市に寄附を行う。
寄附者は寄附を行う際、返礼品を選択する。

⑥返礼品の調達（発注）

委託事業者は返礼品提供事業者に出荷依頼を行う。

⑦返礼品の発送

原則として委託事業者が手配した配送業者が集荷を行うため、返礼品提供事業者は、事前送付された送付状を商品に添付し、配送業者に引き渡す。（返礼品提供事業者は、送料を負担する必要はない。）

⑧返礼品代金の精算

返礼品代金（商品本体代金、梱包などの諸経費及び消費税）は、返礼品調達契約に基づき、委託事業者が返礼品提供事業者に支払う。

4 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

(1) 物品の場合

ア 平成31年総務省告示第179号（令和5年6月27日最終改正）第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）第1号から第6号のいずれかに該当すること。

【参考】「地場産品基準」（第1号から第6号抜粋、松本市が一部補足修正）

- 一 松本市内において生産されたもの
- 二 松本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- 三 松本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、長野県内において生産されたものを原材料とするものに限る
- 四 返礼品等を提供する松本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
- 五 松本市の広報の目的で生産された松本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から松本市の独自の返礼品等であることが明白なもの

六 一から五に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に附帯するものとは合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であるもの

例：そば（市内製造品）＋そばつゆ（市外製造品）のセット

イ 次の文書に記載される「地場産品基準」第1号から第6号の考え方に適合するものであること。

(ア) 令和5年6月27日付け総務省告示第65号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」における「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）」（別添：参考資料参照）

(イ) 令和5年7月21日付け総務省告示第80号「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（別添：参考資料参照）

ウ 業として生産、製造又は加工されたものであって、個人の趣味等により私的に作ったものではないこと。

エ 自ら生産したもの以外の場合、返礼品として登録申請することにつき、生産者の同意を得ていること。

オ 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。

ただし、あらかじめ期間や数量を示して供給するものについてはこの限りでない。

なお、その場合は、供給期間や予定数量等について、委託事業者と連絡及び調整を適宜行う必要がある。

カ 食品の場合は、寄附者に返礼品が到着後、少なくとも1週間の賞味（消費）期限が保証されていること。

なお、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、必要に応じて発送希望日等を事前に寄附者に確認し調整するなど、返礼品の鮮度が保たれた状態で、寄附者に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

キ 原則として委託事業者が指定する配送業者（ヤマト運輸、佐川急便、日本郵便）により、配送可能な物品であること。ただし、価格及び寸法等により当該配送業者による配送が困難な場合は、委託事業者と別途協議して決定した配送業者による配送を可能とする。

(2) 役務の場合

ア 平成31年総務省告示第179号（令和5年6月27日最終改正）第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）第7号に該当すること。

【参考】「地場産品基準」（第7号抜粋、松本市が一部補足修正）

七 松本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が松本市に相当程度関連性のあるもの（例：市内施設への宿泊、市内観光・体験プラン、松本ならではの飲食提供等）

イ 次の文書に記載される「地場産品基準」第7号の考え方に適合するものであること。

(ア) 令和5年6月27日付け総務省告示第65号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」における「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）」（別添：参考資料参照）

- (イ) 令和5年7月21日付け総税市第80号「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（別添：参考資料参照）
- ウ 業として提供している役務であって、個人の趣味等により私的に提供する役務ではないこと。
- エ 役務の提供にあたり、役務に関連する事業者等がいる場合は、返礼品として登録申請することにつき、関連事業者等の同意を得ていること。
- オ 寄附者に対して、当該役務に係る利用券等を発行し、役務の提供が受けられる旨を寄附者に通知すること。
 - (ア) 事前に指定日を設けない役務については、発行日から一定期間の有効期限を設けること。
 - (イ) 関係法令等（資金決済法等）を確認し、必要な手続きを行うこと。
 - (ウ) 利用券等には寄附者名又は通し番号を付記するなど転売防止措置を施すこと。
- カ 天候等により役務の提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- キ 利用者の安全配慮に努めること。

(3) 物品及び役務に共通する事項

- ア 松本市の魅力を発信し、地域振興及び地元経済の活性化につながる要素を持つ商品等であること。
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ 科学的根拠のない効果、効能をうたっていないこと。
- エ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法及び著作権法等の関係法規を遵守していること。
- オ 松本市及び委託事業者の求めに応じて、返礼品に関する情報（返礼品の説明文、写真データ等）を提供可能なこと。松本市及び委託事業者は、寄附金募集のため、これらの情報を編集の上、松本市公式ホームページ及びふるさと納税サイト（ふるさとチョイス等）などの各種媒体に使用する。
- カ 物品又は役務の内容確認のため、松本市及び委託事業者は、次に掲げる事項を原則として無償で行うことができること。
 - (ア) 物品についてサンプルの提供を求めること。
 - (イ) 役務について現場確認を行うこと。

5 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税制度を通じて、新規顧客を獲得できること。
- (2) 松本市が利用するふるさと納税サイト（ふるさとチョイス等）に、返礼品の画像や事業者名などが掲載されるため、事業者のPRが可能となること。ただし、松本市が利用するふるさと納税サイトは今後追加や変更があり得る。
- (3) 返礼品発送時に、パンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることが可能であること。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲で可能とする。

6 登録申請方法

- 次のとおり手続きを行ってください。
- なお、登録申請にかかる費用は、申請者の負担とします。

項目	内容
提出書類	(1) 松本市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号） 部数：1部 ※提供事業者登録申請時には(2)の返礼品登録申請もあわせて行ってください。 (2) 松本市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第2号） 部数：1返礼品につき1部（申請書は返礼品ごとに作成）
添付書類 （提供事業者 登録申請時）	松本市税に滞納がない証明書(入札参加資格用) 部数：1部（写し可） ※松本市に納税義務を有する場合のみ提出 ただし申請日現在松本市の入札参加資格がある場合は提出不要
申請に関する 相談・申請書 の提出先	委託事業者（令和6年度） 株式会社アースコーポレーション 〒865-0058 熊本県玉名市六田1番地2 TEL:0968-82-8003 e-mail:c_matsumoto@earth-cp.com

7 返礼品提供事業者及び返礼品の登録決定

- (1) 松本市は、申請内容を総合的に審査し、必要に応じ総務省への確認を経た上で、返礼品提供事業者及び返礼品の登録決定を行い、その結果を申請者に通知します。
- (2) 審査は随時行います。
- (3) 返礼品提供事業者登録及び返礼品登録の有効期限は、登録された年度の翌年度末までとします。

8 申請内容に変更がある場合

- (1) 返礼品提供事業者登録決定及び返礼品登録決定後に、申請内容に変更がある場合は、「松本市ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式第3号）を、速やかに委託事業者経由で松本市に提出すること。また、返礼品の内容に変更がある場合は、松本市ふるさと納税返礼品登録申請書」（様式第2号）をあわせて提出すること。
- (2) 内容変更の申請前に、寄附者から選択された分の変更については認めません。
- (3) 申請内容の変更に伴い発生する費用は、申請者の負担とします。
- (4) 松本市は提出された書類をもとに審査を行い、必要に応じ総務省への確認を経た上で、その結果を申請者に通知します。

9 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

- (1) 松本市は、返礼品提供事業者が次のいずれかに該当した場合、当該登録を取り消すことができるものとします。
 - ア 本募集要項の条件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 本募集要項の定めに違反する行いがあった場合
 - ウ 申請書類に虚偽があった場合
 - エ 松本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
 - オ 返礼品の品質等に対して、寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者に帰すべき重大な過失があると松本市が判断した場合
- (2) 松本市は、返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該登録を取り消すことができるものとします。

- ア 本募集要項の条件に適合しなくなったと認める場合
- イ 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱基準の変更等により、返礼品として相応しくないと判断した場合
- ウ 寄附募集開始後、1年間に1件も寄附者に選択されなかった場合

10 登録決定した返礼品に係る寄附金額

寄附金額は、総務省の基準（返礼品は返礼割合3割以下）に基づき、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味した上で、松本市が個別に決定します。

11 返礼品の入替協議について

松本市は、全返礼品の年間調達数等を参考に、調達数が少ない返礼品について、返礼品提供事業者と当該返礼品の入替えについて、協議を行うことがあります。

12 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、松本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報について、松本市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、適正に取り扱ってください。なお、寄附者の個人情報は、返礼品送付以外の目的に使用することはできません。

13 その他の留意事項

(1) 委託事業者との情報共有について

松本市返礼品提供事業者登録申請書及び松本市返礼品登録申請書の内容、またそれらに付随する情報を、委託事業者と松本市間で共有します。

(2) 返礼品の調達について

返礼品の調達は、ふるさと納税制度に基づく寄附が松本市に行われた際、寄附者が返礼品を希望した場合に、委託事業者を通じて行われるものです。寄附者が返礼品を希望しない場合には、調達が行われませんのであらかじめご了承ください。

(3) 広報活動への協力について

松本市及び委託事業者が、ふるさと納税制度の広報活動を行う際、返礼品提供事業者に対して、返礼品見本の提供を依頼する場合があります。

(4) クレーム等への対応について

ア 返礼品の提供に係る事故、トラブル等が発生した場合は、速やかに委託事業者に報告し、その対応について協議の上、処理を行ってください。（松本市と別途契約がある場合にはその契約に従ってください。）また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めてください。

なお、品質等の保証は、返礼品提供事業者が行うこととします。

イ 返礼品の品質等に係るクレームにより、商品の回収及び再配送を行った場合の費用については、返礼品提供事業者の負担とします。

なお、代替品等による補償、交換、その他クレーム対応に要する経費を、松本市は負担しません。

(5) 本要項の変更について

ふるさと納税制度について、国等から見直し等の通知があった場合、本要項の内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

14 担当部署（問合せ先）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

松本市住民自治局移住推進課（松本市役所本庁舎1階）担当：小沢

TEL:0263-34-3193（直通）FAX:0263-34-3493

e-mail:furusato@city.matsumoto.lg.jp